

---

2025年5月15日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 166 ■■

発行：民紹協

---

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ TOPIC

◆◆ 気になる行政の動き－「人権侵犯事件」の取組状況～ネット事案を中心に～

---

◆◆ 今週のひとこと

---

## ■ 森林の役割

5月になり、公園や里山の緑が濃くなってきました。5月20日は「森林の日」です。この記念日が5月にあること理由は、新緑が美しいからだろうと勝手に解釈していましたが、不正解ということです。――正解は、「森林」には「木」という字が5つ入っているから5月なのだそうです。

森林は昔から人間の身近にありました、特に日本の森林率(68.4%)は高く、OECD中、フィンランド、スウェーデンに次ぐとされます。100年前まで、人々は森林のそばに棲み、木を伐って家を建て、食物を得、道具を作り、火を焚くエネルギー源にもしてきました。しかし、最近では、資源・エネルギー源の地位を、石炭や石油に奪われ、森林の放置が問題になっています。

今、森林の役割は改めて注目されています。まず、脱炭素化です。1人の人間が1年間に呼吸で排出する二酸化炭素は、スギの木23本が1年間に吸収する量と同じと聞くと、急に森林のありがたさが身近に感じられます。防災や水の貯留・浄化の役割としても重要です。森林の手入れが行き届かないため、最近では山地の災害が目立ち、またゴミの投棄なども増え、人間の生命の安全、食の安全、水の安全に深刻な懸念が生じてきています。

「いのち輝く未来」をテーマにする大阪・関西万博が、木造建築の「大屋根」で万博を囲み、会場の真ん中に「静けさの森」を置いたことは、これからの社会は森林と共生して生きなければいけないというメッセージを込めてのことなのでしょう。本気で森林のことを考えていかなければいけない時代になってきているといえます。

◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

---

■ 1 「労働者性」に関する研究会が検討を開始／厚労省

厚生労働省は、5月2日、労働者性の判断基準などを検討する有識者会議「労働基準法における『労働者』に関する研究会」（座長：岩村正彦東京大学名誉教授）を立ち上げました。この研究会は、今年1月8日に取りまとめられた「労働基準関係法制研究会報告書」において、多様な働き方の増加、テレワークの定着、プラットフォームワーカーの拡大の中で、実態として「労働者」である者に対し労働基準法を確実に適用する観点から、労働者性判断の予見可能性を高めるために検討が必要とされたものです。また、同報告書には家事使用人に対する労働基準法の適用の問題も含まれておりこの問題についても検討されると考えられます。非常に影響の大きな研究会であり、今後の検討の行方が注目されます。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_57506.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57506.html)

■ 2 外国人材が訪問介護に従事する際のルールを公表／厚労省

厚生労働省は、令和7年4月から、一定の条件の下で外国介護人材の訪問系サービスへの従事を認めることとし、ホームページでそのルールを公表しました（技能実習は4月1日、特定技能は4月21日施行）。この場合、受入事業所には、①研修、②同行指導、③キャリアアップ計画、④ハラスメント防止措置、⑤ICT利用の遵守事項が課されます。特に、③については、外国人材受入事業所は、事前にキャリアアップ計画を作成し、国際厚生事業団の適合性確認を受けることが求められるとともに、巡回訪問や定期報告による継続的指導を受けることとされています。今後の制度の運営状況が注目されます。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56271.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html)

■ 3 ホームレスの実態調査結果を公表／厚労省

厚生労働省は、4月30日、ホームレスの自立支援等に役立てるため実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」の結果を取りまとめ公表しました。これによりますと、ホームレスが確認された地方公共団体は207市区町村で前年度比4.6%減少しました。また、確認されたホームレス数は、2,591人（男性2,346人、女性163人、不明82人）であり、前年度と比べて229人、率にして8.1%減少しています。ホームレス数が最も多かったのは大阪府（763人）で、東京都（565人）、神奈川県（366人）が続いています。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_57157.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57157.html)

#### ■ 4 令和7年12月以降の源泉徴収事務について周知／国税庁

国税庁は、4月25日、令和7年の税制改正に伴い年末調整等令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じることから、ホームページに「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」を掲載し、周知を始めました。今回の改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われています。

<詳しくは>

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf>

#### ■ 5 職場の熱中症対策に関する省令改正施行へ／厚労省

厚生労働省は、4月15日、熱中症対策を強化する改正労働安全衛生規則（第612条の2）を公布しましたが、この改正は6月1日から施行となります。改正された省令によりますと、事業者には次の事項が求められることとなります。

〔求められる事項〕

（1）熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、熱中症のおそれがある作業員またはその発見者がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）をあらかじめ定め、周知すること

（2）熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①作業からの離脱、②身体の冷却、③必要に応じた医師の診察、④事業場における緊急連絡網など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置をあらかじめ定め、周知すること

<詳しくは>

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/nettyusyoku/2025-0418-7.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/nettyusyoku/2025-0418-7.html)

## ■ 6 企業選択は「安定している会社」とする者が5割超／民間調査

(株)マイナビは、4月23日、2026年卒大学生就職意識調査の結果を公表しました。同調査は、毎年実施されているものですが、今年の結果のポイントは次のとおりです。

〔ポイント〕

(1) 就職観は「楽しく働きたい」が最多。「個人の生活と仕事を両立させたい」は3年連続、「収入さえあればよい」は5年連続で増加となった。

(2) 中小企業志向が増加。初任給引き上げが中小企業に波及したことが影響した可能性。

(3) 企業を選択する場合にどのような企業がよいか(2つまで選択)を聞いたところ、「安定している会社」が51.9%と初めて5割を超えた。「給料が良い」も4年連続の増加。

(4) 行きたくない会社(あてはまる項目を2つ選択)を聞いたところ、「ノルマがきつそうな会社」が最多。「転勤が多い会社」が今年も3割を超え、5年連続で増加。

<詳しくは>

[https://career-research.mynavi.jp/research/20250423\\_95696/](https://career-research.mynavi.jp/research/20250423_95696/)

## ■ 7 企業の採用活動の感触等を調査／民間調査

(株)キャリアタスは、4月22日、全国の有効企業を対象とする「2026年卒 採用活動の感触等に関する緊急企業調査」により、4月時点の採用活動状況を調査し、その結果を公表しました。これによりますと、2025年卒実績よりも「増やす」が29.5%、「減らす」が6.5%、「同程度」が57.5%となっています。ここまでの採用活動で感じる課題は、「母集団形成(応募者数の確保)」が70.2%、「インターンシップやプレ期からのつなぎとめ」が48.3%、「選考中辞退/内定辞退」が41.2%となっています。今夏、インターンシップやオープン・カンパニー等のプログラムを「実施する予定」の企業は74.0%で、規模が大きいほど「実施予定」の割合が高くなっています。

<詳しくは>

[https://www.career-tasu.co.jp/press\\_release/11758/](https://www.career-tasu.co.jp/press_release/11758/)

☆-----☆

## ◆◆ 気になる行政の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「行政の動き」のテーマから、法務局が行う人権侵犯事件の状況について見ていくこととします。

---

### ■ 行政の動き－「人権侵犯事件」の取組状況～ネット事案を中心に～

法務省は、3月25日、令和6年における法務省人権擁護機関の「人権侵犯事件」に対する取組状況について公表しました。ここでは、その概況とともに、インターネット上の人権侵害の処理・救済状況についてご紹介します。

#### 〔概要〕

#### 1. 令和6年の人権侵犯事案処理状況の概況

(1) 令和6年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,947件、処理した人権侵犯事件の数は、8,983件であった。

(2) 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,202件であり、全体に占める割合は、13.4%であった。

(3) インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は1,707件で、内訳は名誉毀損事案329件、プライバシー侵害事案635件、識別情報の摘示事案475件等となっている。(人権侵犯事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計。例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上)

#### 2. インターネット上の人権侵犯事件への取組状況

(1) 人権擁護機関のインターネット上の人権侵犯事件の処理の手順及び令和4年1月から令和6年12月までの処理件数は次のとおりである。

—①人権相談(22,215件)

—②人権侵犯事件として立件する(5,164件)とともに、プロバイダ等への削除依頼等の具体的方法に関する助言等を行う(2,270件)。

—③上記②で削除依頼が困難であった場合及び削除依頼をしたが応じてもらえなかった場

合、法務局において当該情報の違法性を判断した上でプロバイダ等への削除要請を検討し、削除要請を実施（要請 1,160 件。その結果削除されたものは 63.9%に当たる 1,028 件。）

（２）令和 6 年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

一ア) インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や所属とともに、勤務先から懲戒処分を受けたなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は名誉毀損に当たると認められた。法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）

一イ) インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で特定の地域に住む外国人住民に対して当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿がなされていたことから、当該投稿は当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。法務局からサイト管理者に対し当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）

一ウ) インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名、住所及び電話番号などが掲載されているとして相談があった事案である。法務局が調査した結果、当該投稿はプライバシー権を侵害するものであると認められた。法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）

一エ) インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。法務局が調査した結果、当該動画は学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。（措置：「要請」）

<詳しくは>

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00252.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00252.html)

☆—————☆

《「厚生省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2025年5月7日発行 人事労務マガジン／定例第175号

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001484078.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

．．．．． 民紹協からのお知らせ ．．．．．

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型】

◇北海道：7/4（金）

◇東京：5/26（月）、6/9（月）、6/16（月）、6/23（月）、7/1（火）、7/14（月）、7/28、（8/4（月）

◇石川：6/18（水）

◇愛知：6/4（水）

◇大阪：5/30（金）、6/25（水）、7/16（水）

◇福岡：7/25（金）

【オンライン】

5/28（水）、6/2（月）、6/6（金）、6/11（水）、6/20（金）、6/27（金）、7/2（水）、7/10（木）、7/18（金）、7/23（水）、7/30（水）、8/1（金）、8/6（水）、8/8（金）

<https://www.minshokyo.or.jp/course/index.html>

◆◆職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）◆◆

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

【基本編】

- 第1回 令和7年5月22日（木）14：00～17：00 Zoom  
「行政機関による定期指導と調査の実務セミナー」
- 第2回 令和7年7月24日（木）14：00～17：00 Zoom  
「新・紹介担当者のための求人票セミナー」
- 第3回 令和7年8月29日（金）14：00～17：00 Zoom  
「職業紹介事業実務セミナー」

※【基本編】お申込みフォーム

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchiFIXogq-9iHD\\_9D-Gxo04A757kgWYwCcqfMZi961\\_xy47Q/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchiFIXogq-9iHD_9D-Gxo04A757kgWYwCcqfMZi961_xy47Q/viewform)

【応用編】

- 第1回 令和7年5月27日（火）13：00～17：00 Zoom  
「外国人材の職業紹介セミナー」
- 第2回 令和7年6月19日（木）9：30～17：00 Zoom  
「求職者確保に役立つ就職支援スキルアップセミナー」
- 第3回 令和7年7月17日（木）13：00～17：00 Zoom  
「よくわかるホワイトカラーの職業紹介実務」

※【応用編】お申込みフォーム

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeKtw3QF\\_2zjC5t1jOptiTQImMVBvro05JTpmsgZx6zSTeS4Q/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeKtw3QF_2zjC5t1jOptiTQImMVBvro05JTpmsgZx6zSTeS4Q/viewform)

※ 各セミナーの詳細は民紹協 HP でご確認ください。

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/index.html>

